

第 3 4 号議案

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	31	協定項目名	障害者福祉事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>障害者福祉事業については、総合的にサービス充実の方向で調整する。ただし、国、県が定める制度に基づく事業については、1市4町における現行の実施方法を基本に新市において実施するものとする。</p> <p>(1) 久留米市のみで実施している障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓発事業については、久留米市における現行事業の例により、新市においても現行どおり実施する。</p> <p>(2) 個人への金銭給付的性格を持つ重度障害児・者見舞金及び重度心身障害者介護手当については、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。</p> <p>(3) タクシーチケットの年間交付枚数については、48枚を基準に調整する。</p>			